

所得税関係

RSやRSUを用いた株式報酬制度

1 はじめに

外資系企業を中心に役員や従業員に対するインセンティブとして自社株式又は親会社株式を付与することが一般化してきている。最近では、いわゆるストックオプション以外にもRSやRSUが注目されている。本稿ではこれらの制度の概要を述べるとともに、役員や従業員が株式を取得した際の税法上の取扱いについて概説する。

2 制度の概要

(1) RS

RS (Restricted Stock) は譲渡制限付株式と呼ばれる。一定条件を満たす従業員等に対し金銭報酬債権が付与され、これを原資とする現物出資により一定期間の譲渡制限がある株式が交付される制度である。従業員等は、この制限期間経過後に株式を売却することが可能となる。

なお、制限期間内に従業員等が退職した場合等条件を満たさないときは、株式は没収される。

(2) RSU

RSU (Restricted Stock Units) は譲渡制限付株式ユニットと呼ばれる。継続勤務等の一定条件を達成した従業員等に対し、株式を付与する制度である。

まず、従業員等は「ユニット」というポイント(権利)が付与(Grant)される。権利行使には継続勤務等の一定の条件があり、

これを満たさない場合は権利行使ができず、ポイントは没収される。行使制限が解除(Vest)されるとポイントに応じた株式を取得することができる。株式は無償交付又は金銭報酬債権と引換えに交付されるため、取得時の金銭払込は不要である。

従業員等はこの株式を売却(Transfer)することで売却収入を得ることができる。

ポイントは入社年の翌年に10ポイント、翌々年に15ポイントといったように複数年に分割して付与されることが多い。

3 税務上の一般的な取扱い

(1) 所得税の収入金額等

① RS

株式の取得時ではなく譲渡制限解除時の株式の価額が収入金額となり、課税時期は同日の属する年となる(所令84①、所基通23~35共-5の3、同23~35共-5の4)。

② RSU

行使制限解除(Vest)に係る株式取得時の価額が収入金額となり、課税時期は同日の属する年となる(同上)。

(2) 所得区分

法人との間の雇用契約等に基づいて株式が交付される場合は給与所得となり、譲渡制限が退職に基因して解除された場合は退職所得となる(所基通23~35共-5の2(1))。

株式を売却した場合は、売却価格と制限解除時の株価との差額が譲渡所得となる。

4 RSとRSUの違い

権利付与時の対象物がRSは株式、RSUはユニットであることが相違点である。

RSは交付される株式が普通株式の場合、譲渡制限期間中であっても配当を得ることや、議決権を行使することができる。

RSUは株式と現金を組合せるなど柔軟な設計が可能で、給与課税される際の納税資金を担保することも可能である。

5 おわりに

RSやRSUは企業の株価が報酬と結びつくため、従業員等が中長期の業績を含めた企業価値向上への意欲を高め、かつ人材確保になることから注目されている制度である。会社法改正や平成28年度以降数次の税制改正により株式報酬に関する規定が整備され、国内の上場企業でも導入が進んでいる。

上記3(1)の通り、RSやRSUは、株式を売却していなくとも制限解除時に給与課税されるので、従業員等の納税資金の確保が問題となる。また、外国親会社株式が交付された場合など、確定申告が必要となるケースがあるので留意したい。

右山研究グループ

税理士 山邊 洋